

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱に対する意見・情報の募集 について

本県の森林が琵琶湖の水源として重要な役割を担っていることから、森林を健全な姿で未来に引き継ぐため、県では、平成16年に「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、多面的機能の持続的な発揮に向けた森林づくりを推進してきました。しかし近年、高齢化する人工林の適切な更新や、気象災害の頻発に対応した災害に強い森林づくり、また森林づくりの基盤となる農山村の活性化が重要となっていることなど、新たな課題が生じています。

このような課題に対応するため、琵琶湖森林づくり条例の改正について滋賀県森林審議会に諮問し、令和2年6月に答申をいただきました。

この答申を踏まえて琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱を作成しました。

これらの条例案要綱について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づいて、次のとおり公表するとともに、県民の皆さんからのご意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する本県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々のご意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表する資料

琵琶湖森林づくり条例の一部を改正する条例案要綱
琵琶湖森林づくり条例新旧対照表(案)

【参考資料】

琵琶湖森林づくり条例の改正 答申(滋賀県森林審議会)

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、森林政策課、県民活動生活課県民情報室、各合同庁舎行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3 募集期間

令和2年9月10日(木)から令和2年10月9日(金)まで

4 ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課(住所は省略できます。)
- (2) ファックス 077-528-4886
- (3) 電子メール dj00@pref.shiga.lg.jp
- (4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

5 その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表することはありません。
- (2) ご意見は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。